

だ。

岡本教授の意見書には、前述の内容に限らず間違いが多い。例えば、「二〇〇四年にインド・マドラス原発で地震の引き波によって海水ポンプが機能喪失に至った」と書いているが、これは「引き波」ではなく「押し波」が正しい。岡本教授も三カ月後（二〇一六年一月一五日付）に訂正し、間違いと認めている。この訂正の理由がとても興味深い。

私が、法務省訟務局の担当者からヒアリングを受け、同担当者が内容をまとめたものを確認の上で署名をしたものです。ヒアリングの際には、上記と同様の内容を説明したつもりですが、まとめた記載内容を確認する段階で、前記記載の部分について、正確性を欠いている部分があることを見落としていましたので訂正します。

官僚のヒアリングに誘導され、国に都合のよい意見書がまとめられている可能性がある。

科学は中立か 利益相反の問題

私は、長期評価の考え方は、福島県沖日本海溝沿い等における津波地震の発生可能性につ

いては、確信をもって肯定できるほどの評価内容には達しておらず、「そういう考え方はできなくもない」程度であると受け止めた。

二〇〇二年の長期評価発表当時、地震本部の地震調査委員長を務めていた津村建四郎氏も、右記のような内容の意見書を民事訴訟に提出している。地震本部地震調査委員会長期評価部長の島崎邦彦氏の見解とは大きく異なる意見だ。

この意見を見るときは、津村氏の利益相反についての情報も同時に認識しておく必要がある。津村氏は二〇〇六年から公益財団法人地震予知総合研究振興会で副主席主任研究員を務めている。年度によって異なるが、この財団の事業収益のうち一割から三割程度は電力会社からの収入であり、その中でも東電が占める割合が最も高い。

利益相反については、今村・東北大学教授は意見書の中で以下のように述べている。

本件事件後、土木学会については、電力業界の出資があることや電力業界からも委員が参加していることなどから中立性がないなどと批判されていたり、津波評価技術がお手盛りの甘い基準などと批判されていることは知っていますが、私はこのような批判は全く的

東電原発

添日考史著 (岩波新書)

研究費計約一三四〇万円を受け取っている。

また、東電は長年にわたって、地震の専門家たちに面談するたびに、帰り際に「技術指導料」(謝礼)を渡していた。大学教授クラスで一回五万円から八万円程度だったらしい。多い人は数十回も受け取っていた。「大学の教授等から専門性の高い技術的な指導をいただく場合、時間を割いていただいたことに対して、社会通念上相応の支払いをするのが通常だと考えている。今も続けているかという個別の内容について、お答えは差し控えさせていただく」とコメントしている。

前出の「専門家と市民のための熟議の社会実験研究」の報告書は、こう書いている。

海外では、専門家といえども認識や利益相反によるバイアスがあることを前提に、複雑な問題であるほど多様な専門家を集め、多様な専門家の意見をどのようにまとめていくかについて試行錯誤を行っている。他方、日本では、これまでの審議に関わってきた専門家は排除するといった単純なやり方であったり、利益相反の申告範囲が限定的であったりと、専門家の選定に関して十分な議論が行われていない。

アホか!

外れであると考えています。(中略)私たち専門家は、費用負担者の意向を汲んで学術的に偏向した手法を提案するなど、相手方におもねるようなことは絶対にしません。専門家としての良心のみに従って知識を付与しています。

土木学会は、津波想定方法を審議するのに必要な経費全額(約二億円)を電力会社に負担してもらっていた。また、土木学会は福島第一原発事故のすぐ後まで東電の株を所有しており、年間約二〇〇万円の配当を受け取っていた。

土木学会津波評価部会幹事長の松山昌史・電力中央研究所上席研究員は津波想定方法について「事業者に受け入れられるものにならなくてはならなかった」と、政府事故調の聴取に対して述べている。

また、今村教授が所長を務める東北大学災害科学国際研究所は、民事訴訟で被告となっている国(規制委)から、二〇一一年度には三〇〇二万円、二〇一三年度には七四七二万円、二〇一四年度には七〇三四万円、二〇一五年度には五九三〇万円、二〇一六年度には一五九九万円の研究費を受け取っている。

岡本・東大教授は、二〇一〇年〜二二年度に日本原子力発電や三菱重工業から寄付金や共同